



まなびや



この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

第64号 平成25年4月30日

発行：株式会社 測量舎

〒130-0021

東京都墨田区緑1-24-5 4F

TEL：03（3846）1437

FAX：03（3846）1416

E-mail：tokyo@sokuryousha.jp

URL：http://www.sokuryousha.jp

<今月のことば>

目の前のお客様のために
一所懸命喜ばれるようにやる。



<「お陰さま」 by 高橋一雄 >

第112話 知識と知恵

「知識より知恵が大事」などとよく言われますが、知識と知恵は何が違うのでしょうか？

当社には、土地家屋調査士試験に合格しただけの人が入社してきますが、仕事が出来ません。知識はある(?)はずですが、経験がありません。知識だけで出来るのは批判です。お客様が知識に対してお金を支払わないのは、知識は書物に書いてある過去の判断だからです。

経験だけで仕事出来るかと言うと、出来ません。経験は過去の個々の判断だからです。何故それをしなければいけないのかと言う理由や原因を、経験だけでは説明出来ません。道路交通法を知らない人に、車を運転させるようなものです。

それでは、知識と経験さえあれば仕事出来るのかと言うと、やっぱり出来ません。なぜなら、過去と全く同じ仕事と言うものはありません。必ず違いがあります。過去の判断である知識と経験だけでは対応できません。そこで必要になってくるのが知恵なのです。

つまり知恵とは、知識と経験に基づいて創造した新たな判断のことなのです。重要なことは創造するための考え方と実践です。考え方が間違っていると間違った判断となってしまいます。

お客様は知恵に対してお金を支払ってくれているのです。

平成25年4月

*バックナンバーは弊社ホームページ
「測量舎通信」をご覧ください。

～・～・～ 4月の出来事 ～・～・～

<個人別売上・入金順位>

売上トップ 原口さん

入金トップ 谷山さん

社長より報奨金が贈られます。



<トップ賞>

月間MVP 谷山さん

ポイント賞 加藤さん

社長より報奨金が贈られます。

<早朝勉強会> (自由参加)

2日(火)、9日(火)、16日(火)、23日(火)、30日(火)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「測量作業手順の解説」です。

4日(木)、11日(木)、18日(木)、25日(木)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「経営計画書の解説」です。

<第12次富士山測り隊> (自由参加)

2013年最初の富士山観測が4月20(土)、21日(日)に行われました。第12次富士山測り隊の観測終了地点は、全長約45kmの内約19.9km。標高は約1460mです。

<コラム掲載のお知らせ>

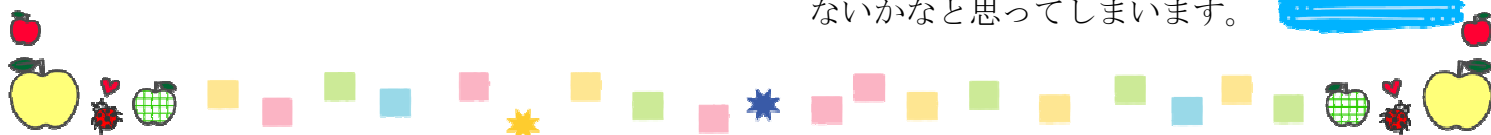
高橋さんが三井不動産レッツ様のホームページにてコラムを連載しております。みなさん、是非ご覧ください。



<http://www.mitsuifudosan.co.jp/lets/index.html>

<編集後記> 白井 綾佳

暖かい日が徐々に増えてきて、軽く汗をかき日も増えてきました。夏が来る！なんて思っていました。その前に梅雨があったことを最近思い出しました。梅雨があけて早く夏が来ないかなと思ってしまいます。





<今月の社員> 佐藤 利江子



今月の社員コーナーを担当します佐藤利江子、3回目の登場です。(目指すは5回かな…がんばるぞ…)

日も長くなり会社から外を眺める機会が増えました。そこで会社の窓から見える風景を紹介したいと思います。



北西方向に江戸東京博物館が見えます。江戸東京400年の歴史と文化を展示した博物館です。特別展や企画展は言うまでもないですが、常設展示も、その展示数、内容共に素晴らしく楽しめます。レストランも美味しくてお勧めですよ。

北東方向には一周年を迎えたスカイツリーが見えます。1周年記念として12種類のライティングを日替りで点灯中。開業時からさびしく地味目なライティングと感じていましたが、きれいで必見です。もう少し派手にして欲しいかな～。



南方向、一面に広がるのが、会社の日本庭園です。ルーフバルコニーに手入れされた植栽が並んで、今はつつじが咲いています。癒しの空間、中々ないでしょう！

こんな素敵なものに囲まれて仕事をしています。「いい仕事」をする環境はばっちり、あとは、Just do it!!



～・～・～ 5月の予定 ～・～・～

<5月のお誕生日>

25日(土) 谷山さん



<社長と面接> (希望者のみ)

・9日,16日,23日,30日
18:15～18:45

<営業会議・異見会> (グループ長以上参加)

・2日(木)
18:00～19:00 営業会議
19:00～20:00 異見会
6月は6日(木)18:00～です。

<社長と飲み会> (自由参加)

・7日(火) 19:00～21:00
6月は4日(火) 19:00～です。



<社内研修> (全員強制参加)

・7日(火)
9:15～10:00 現場報告会
10:00～10:45 月次決算報告会
10:45～11:45 素直塾
6月は11日(火)9:15～11:45
現場報告会・月次決算報告会・素直塾です。



<特別社内研修> (全員強制参加)

・5月の特別社内研修はありません
・6月の特別社内研修はありません



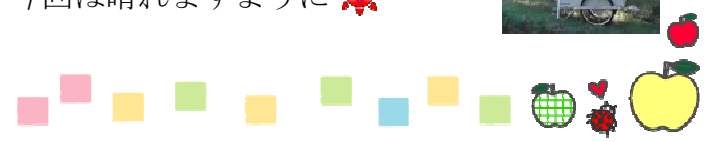
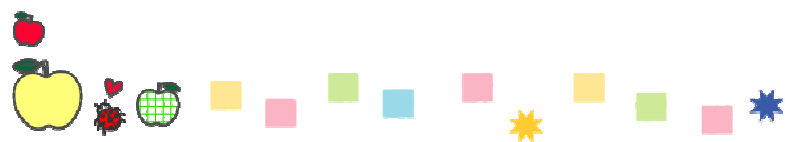
<早朝勉強会のお知らせ> (自由参加)

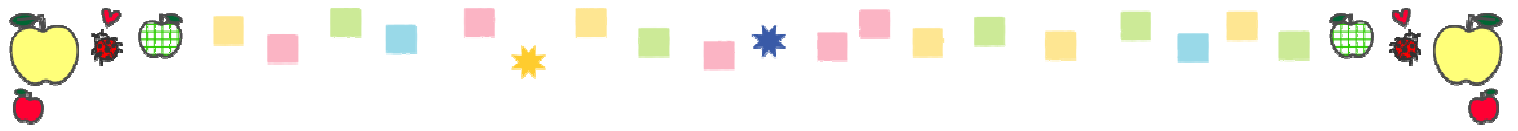
7日(火)、14日(火)、21日(火)、28日(火)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されます。テーマは「測量作業手順の解説」です。

2日(木)、9日(木)、16日(木)、23日(木)、30日(木)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されます。テーマは「経営計画書の解説」です。

<第13次富士山測り隊> (自由参加)

第13次富士山観測予定日は、5月18(土)、19日(日)です。前回観測時は悪天候でしたので今回は晴れますように☀️





<不動産登記Q&A> V o 1.5 8

文責 清水孝男 (ADR認定土地家屋調査士)
(測量士・基準点測量1級専門技術者)

Q どのような時に登記申請は

却下されるのですか？



A 登記申請が不動産登記法25条各号のいずれかに該当するときは、登記官により登記申請は却下されます。

不動産登記法25条に掲げられている却下事由は下記のとおりです。

- ①申請に係る不動産の所在地が申請をうけた登記所の管轄に属さないとき。
- ②申請が登記事項（土地であれば、所在・地番・地目・地積・所有者に関する事項など、建物であれば、所在・家屋番号・種類・構造・床面積・所有者に関する事項など）以外の登記を目的とするとき。
- ③申請に係る土地又は建物が、既に登記されているとき。
- ④申請権限の無い者からの申請のとき。
- ⑤申請書が方式に適合しないとき。
- ⑥申請書に掲げた不動産の表示が、登記簿の記載と一致しないとき。
- ⑦申請書に掲げた登記義務者の表示（住所又は氏名）が、登記簿の記載と一致しないとき。相続人からの申請の場合、この限りではない。

⑧申請書に掲げた事項が、登記原因証書の記載事項と一致しないとき。（この規定は権利に関する登記の場合に適用される）

⑨申請書に必要な書面または図面を添付しないとき。

⑩土地の合筆または建物の合併などの登記に登記識別情報（または権利証）の添付が無い場合、登記官は申請人の真意を確認する意味で、申請人に対して事前通知を行う。そして、この通知を発送した日から3週間以内に、申請人から登記官に書面で、登記申請に間違いのないことを申し出なかったとき。

⑪表示に関する登記の申請書に掲げた土地または建物の表示に関する事項が、登記官の実地調査の結果と一致しないとき。

⑫分筆・分割・区分・合筆・合併の登記を申請する場合において、登録免許税を納付しないとき。

⑬前各号に掲げる場合のほか、登記すべきものでないときとして政令で定めるとき。

次回からは各項目について説明していきます。

